

農地問題

問 荒廃農地対策は

答 ハード事業の導入が可能か検討



太田 正治 議員

【荒廃農地について】

荒廃農地の現状は。

問

村長 農地法30条に基づき、農地パトロールを実施しました。調査の結果耕作放棄地51・8ha、そのうち20ha余りは森林原野化しています。

問

再生化への取り組みは。

村長

県農業再生協議会の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、その解消に努めています。過去4年間で約3・4haの再生、今年度も70aの再生に取り組めます。



求められる「荒廃農地対策」

問

今後の対策は。

村長

国でも、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄

棄地増加などの「人と農地の問題」を解決するために「人・農地プラン」づくりを打ち出しました。村内を3地区に分

け、それぞれプランを作成し、地域の中心となる経営体への農地集積を図り、耕作放棄地の発生を未然に防いで行きたいと思っています。

問

農地の基盤整備の考えは。

村長

村の今後の農政を考えるうえで、ぜひ検討願いたい旨の意見もいただいています。地権者、耕作者の意見集約をしていく中で、ハード事業の導入が可能かどうか検討していく必要があると認識しています。

【道路問題について】

問

国道148号の大型車両の交通量は。

村長

5年ごとに県が実施する道路交通センサスの平成17年度と平成22年度調査を比較すると、24時間の交通量は減少しているものの、大型車の混入率は増加との結果です。

問

国道の高速走行と騒音についての対策は。

村長

夜間など、交通量が減少する時間帯に通行する大型車による速度超過や信

号無視といった場合によっては重大事故につながる走行も見受けられます。これについては警察へ取り締まりの強化を求め、交通法規の順守により沿線住民の皆様の安全・安心を図りたいと考えています。

問

観光シーズン中の裏道利用の県外車両の増加による地域住民の危険回避策は。

村長

大型車両の通行と生活道路への流入を減少させるためには、地域高規格道路の整備が有効であると考えます。

【区への未加入者について】

問

行政区への未加入者が多くなっているが、対策は。

村長

区費や加入金など費用面の問題、役員負担への懸念、更には近所付き合いのわずらわしさといった最近の住民意識の変化による問題もあり、加入に対する法的強制力がないことから一筋縄にいかない面もあります。今後、区長会等でご意見をお聞きしながら、最善の策を見出し、いければと考えています。